

物価高騰でお悩みの介護サービス事業者の皆様へ ～新宿区独自の補助金制度があります～

新宿区では、光熱費等の物価高騰の影響を受ける新宿区内の介護サービス事業所の負担を軽減し、利用者へのサービス水準の維持を図ることを目的として、光熱費等価格高騰緊急対応補助事業を実施しています。食材費の高騰が続くことから、補助単価を変更しました。

◆令和5年度新宿区介護・障害福祉サービス等事業者光熱費等価格高騰緊急対応補助金◆

◆補助単価

居住系サービス事業所 月額 9,000 円 × 各月初日の区民登録者数 (変更前: 月額 7,000 円)

通所サービス事業所 月額 6,000 円 × 各月初日の区民登録者数 (変更前: 月額 5,000 円)

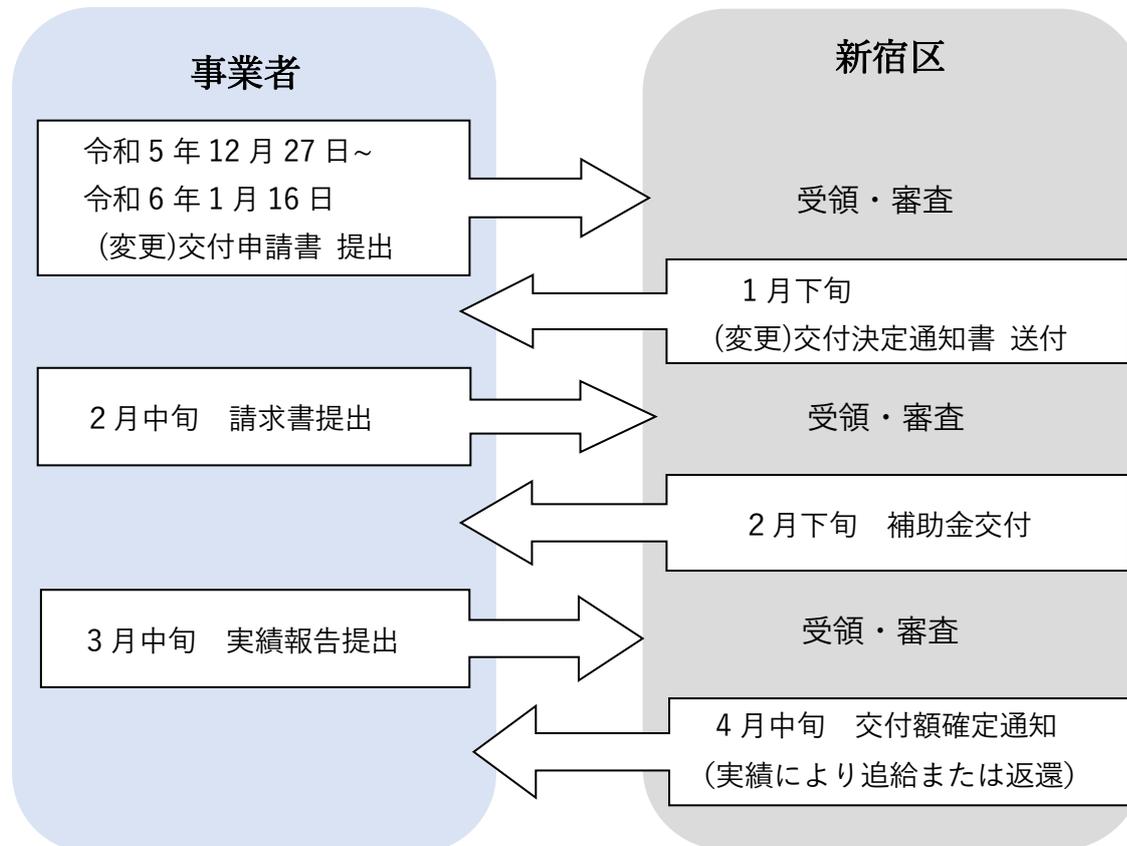
訪問入浴介護事業所 月額 3,000 円 × 各月初日の移動入浴車数 (変更なし)

◆補助対象期間

令和5年4月から令和6年3月まで※

※補助単価変更前に、令和5年度光熱費等価格高騰緊急対応補助金の交付を受けた事業所については、遡及して差額分を交付しますので、補助単価変更に伴う変更申請書類のご提出をお願いいたします。

◆流れ◆



【問合わせ先】

新宿区福祉部介護保険課推進係

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1

電話 03-5273-4212 FAX 03-3209-6010

メール kaigo-itl@city.shinjuku.lg.jp